

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第34回 平成22年 1月21日開催 午後6時30分から午後9時5分 人材育成センター研修室B

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 なし

検討連絡会議委員 なし

事務局等 寺尾、徳永、佐藤、岸川、林、三浦、高山

傍聴者 1名

配布資料

- ・第23回検討連絡会議の資料一式
- ・第36回運営会次第
- ・第37回運営会次第
- ・第34回区民検討会議ワークショップの進め方・全体討議の進め方
- ・検討項目9「地域の基盤」ワークショップの全体まとめ(事前送付)
- ・検討項目9「地域の基盤」ワークショップの各班まとめ(事前送付)
- ・条例に盛り込むべき事項と留意点 1.条例の基本的考え方
- ・条例に盛り込むべき事項と留意点 2.区民の権利と責務
- ・条例に盛り込むべき事項と留意点 5.区民参加の仕組み
- ・住民投票の投票権者の年齢要件に関する論点整理(第31・32・33回の全体討議より)
- ・各投票率における可決するために必要な投票者数と住民投票請求者数との比較
- ・第33回区民検討会議開催概要

1 検討連絡会議(1月14日)の報告

中間報告会について報告された。新たな報告事項は以下のとおり。【報告】

- ・ 司会進行を野尻委員が行う。「新宿区におけるこれまでの自治基本条例制定の取り組み」を井上委員が報告する。「検討連絡会議の検討経過について」を高野委員が報告する。
- ・ 質疑応答の時間を、前回報告より延長し、35分間とする。
- ・ 案内チラシが完成した。

区分 A: 条例の基本的考え方の三者案の調整について、前回までの検討経過を確認した。内容については、引き続き検討を行うこととなった。【報告】

区分 E: 住民参加の仕組みについて、以下のように三者案の調整を行った。【報告】

区民参加の保障

- ・ 「区政への区民参加の保障」を盛り込むことが三者で合意された。その文言については、今後検討を行う。
- ・ 「区政に提案する機会の保障」について、その趣旨を自治基本条例に盛り込むことが三者で合意された。
- ・ 区民案「区は、区民参加が実現されるよう、不断に制度の見直しに努めなければならない」については、自治基本条例全体の制度の見直しの議論と合わせて、今後検討を行う。

地域自治

- ・ 区民検討会議における検討項目9『地域の基盤』の検討状況と合わせて、引き続き検討を行う。
協働

- ・ 具体的に盛り込むべき事項として合意に至らなかったため、引き続き検討を行う。

住民投票

- ・ どこまで自治基本条例に盛り込み、どの部分を住民投票条例等に委ねるのかについて、次回検討連絡会議において検討を行う。

審議会の公開と参加

- ・ 行政案「区の銀議会等は公開することを原則とし、その委員には原則をして公募による委員を含めるものとする」については、区民参加条例や男女共同参画等の視点を踏まえて、引き続き検討を行う。

区分 F:地域自治について、以下のことが報告された。なお、三者の検討状況を次回以降に報告を行った上で検討を行うこととなった。【報告】

- ・ 区民検討会議では、項目9『地域の基盤』について引き続き検討を行っている。
- ・ 行政では、検討項目『地域自治の仕組み』について、地域自治の意義・目的、地域自治組織(地区協議会)の設置の2つの項目に整理された。

区民討議会について、事務局から以下のことが報告された。【報告】

- ・ 区民意見の集約方法のひとつとして、相対的に関心度が低い区民の意見を抽出する、参加者の関与の度合いが高い手法である区民討議会を開催する。
- ・ 住民基本台帳、及び永住資格をもつ外国人から無作為抽出した1200人程度に対して参加依頼を行う。他自治体では、通常5%程度の参加率であり、60人程度での実施を予定している。
- ・ 1日7時間程度、2日間実施する。なお、参加者に対しては謝礼を支払う。
- ・ (仮称)自治基本条例骨子案を中心として4つから5つのテーマについてワークショップ方式で討議を行い、討議の内容を班ごとに発表する。その後、発表内容について投票を行う。
- ・ 5月下旬の実施を予定している。

2 運営会(12月25日)の報告

運営会(12月25日)の審議内容について報告された。

報告と質疑の詳細は別紙のとおり

世話人副代表の選出について、新たに、和田委員が世話人副代表となることが承認された。【決定】

3 臨時運営会(1月6日)の報告

第34回区民検討会議の進め方について、検討項目9『地域の基盤』に関しては、「新しい地域自治組織は必要なのか、不必要なのか、またその理由」についてワークショップで検討を行うこととなった。

また、検討項目8『住民投票』に関しては、投票権者の年齢要件について全体討議をすることとなった。

加えて、住民の発議要件について再検討するかどうかを区民検討会議に諮ることとなった。【報告】

区民検討会議における討議の進め方に関して、「聞く話によると」などといった発言については、客観的な判断を行うため、その出所を明確にしてほしいとの意見があった。【報告】

4 ワークショップ進め方についての説明

ワークショップの進め方について、以下の説明があった。

説明の詳細については別紙のとおり。

- ・ 検討項目9『地域の基盤』についてワークショップを行う。
- ・ 新しい地域自治組織が必要か、不必要かについて、その理由を付箋紙に記入する個人ワークを行う。
- ・ 個人ワークを踏まえて、各班において検討を行い、新しい地域自治組織が必要か不必要かについて、班としての結論を出す。「必要」となった場合、新しい地域自治組織がそのような組織なのか、その意義や目的を検討する。「不必要」となった場合、「地域自治組織の強化」について、どのように強化するのかを検討する。
- ・ 各班の検討結果について、グループ発表を行う。
- ・ 検討項目9『地域の基盤』のワークショップ終了後、検討項目8『住民投票』の全体討議を行う。全体討議の進め方の説明は、ワークショップ終了後に行う。

5 ワークショップ

検討項目9『地域の基盤』について、ワークショップを行った。

ワークショップで出された各班の意見について、グループ発表を行った。

グループ発表の詳細は別紙のとおり。

6 検討項目8『住民投票』の全体討議に関する資料の説明等

資料10「住民投票の投票権者の年齢要件に関する論点整理(第31・32・33回の全体討議より)」について、事務局から資料の説明があった。

年齢要件について、1月6日開催の臨時運営会では「18歳以上とする」という意見が主流であったことが報告された。【報告】

資料11「各投票率における可決するために必要な投票者数と住民投票請求者数との比較」について、事務局から資料の説明があった。

住民の発議要件について、「有権者の10分の1以上とする」ことで合意されているが、1月6日開催の臨時運営会において、今後、この旨を区民代表委員が検討連絡会議に提案し、説得力のある議論を行うために、区民検討会議で再検討することが必要であるとされ、再検討するかどうかも含め、区民検討会議に諮ることとなった。【報告】

なお、ワークショップ・全体討議の進め方の説明のうち、全体討議については審議未了である。検討項目8『住民投票』の全体討議については、次回区民検討会議において行うこととなった。

以上

第34回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	34回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	富井 敏弘	トミイ トシヒロ	
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	×
10	城 克	ジョウ マサル	×
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	×
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	×
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	×
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	×
22	犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	
25	田中 尚典	タナカ ナオノリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	×
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	
参加者			22

運営会の報告

ファシリテーター 副代表の土屋委員がご欠席ですので、今日は事務局から12月25日の区民検討会議の後に行われた運営会の報告をお願いします。

事務局 昨年の12月25日の区民検討会議の開催後に開かれた運営会についてご報告させていただきます。まず、運営会の副代表世話人の選出についてです。運営会では、副代表として和田委員にお願いしたいという発言がありました。そこで、和田委員にご承諾いただき、運営会では承認されました。本日、この全体会でご承認いただければ、今後運営会の副代表として運営会を担っていただきます。

和田委員が副代表ということで、ご承認いただけますでしょうか。

(拍手)

事務局 それでは、和田委員、よろしくお願いします。

委員 突然の話で驚いている。副代表は一人決まっている。もう一人必要な理由は何か。

事務局 副代表は植木委員と土屋委員の二名が選任されていました。実質的に植木委員が長期にわたってご出席いただけないことで、この区民検討会議の場で、新たに一名追加させていただきたいということをご承認いただきました。その承認を受けて、運営会で和田委員を選任させていただいて、今この全体会でご承諾いただいたという経過です。

委員 植木委員という方が最初から副代表となっていたというのは間違いないのか。

事務局 副代表が選任された時にこの区民検討会議の場でご承諾いただいているという経過です。

委員 土屋委員の場合は皆さんの前で何人かで選びながら、という決め方は私の目の前だったのでよく分かっているが、植木委員の場合は突然来なくなったというイメージしかない。最初から副代表であったということも知らない。副代表になった人が突然来なくなる理由も分からないし、そのような人を副代表に選んだ人も誰なのかと思う。どなたかが選んで植木委員が副代表になったのか。

事務局 植木委員につきましては運営会の方で選任させていただいて、区民検討会議でご承認いただいたという経過です。

委員 和田委員がご自分も納得されて副代表になられたという結果を全体会で承認するということは、「こうなったので全体会で承認してください」ということですよ。今更、私が反対する理由も何もないが、突然の話というのはあり得ないのではないか。分かっているならば、流れが分かり、みんなの総意だと分かるが、突然言われても流れが分からない。また、植木委員が来なくなった理由も分からないし、その代わりに和田委員が入られた理由も分からない。何となく流れていくと我々がなぜここにいるのかも分からなくなる。

事務局 まず、運営会の役割は、区民検討会議の運営の仕方について議論いただき、この区民検討会議を効率的に進行していくという趣旨で、設立時に運営会の設置についてご承諾をいただいています。運営会の副代表の役割は、当日の議事録の作成や、当日の会議の運営などを役割として大きく担っていただいています。現在は、実質、土屋委員だけが副代表という

ことで、会議の議事録の作成から、その報告など全て土屋委員に担っていただいていた。出来れば二人、副代表を置くことによって、さらに効率的な会議運営をしていきたいということで、この区民検討会議の場で皆様にご承諾をいただいています。また、選任に関しては運営会に一任するというご承諾をいただいて、和田委員を選任し、この場でまたご承諾をいただくということです。

委員 何となく分からないままだが、これで納得しなければいけないことだと思う。しかし、土屋委員が選ばれ、もう一人という話も聞いていない。全体会で、土屋委員以外にもう一人選びたいという話が出ていなかった。運営会でそのような話になれば、その報告である、というのは分かる。皆さんどうでしょうか、という話ではなかった。

植木委員が来られない理由は何ですか。

事務局 ご本人からその理由についての連絡を事務局はいただいているというのが現状です。

委員 私だけが意見を言うのも変なので、皆さんがご承認いただければ、それで進めて下さい。

事務局 副代表の選任については前回お配りしている議事録かと思いますが、この場で副代表を選任させていただきたいということを発議しまして皆さんのご承認をいただいたというのが経過の事実です。

委員 先ほどの検討連絡会議の報告についての質問なのですが、市民討議会というのは今日初めて目にした。実施するという行政の意向が示されたが、例えば日本の自治体でこれを行い、有効であったのか等の説明をしていただきたい。

事務局 事例としては、三鷹市や武蔵野市で実施されています。主に施設活用などに区民から意見を聞くということですが、条例に対して意見をいただくというのは初めてだと思います。よくあるのは図書館のあり方や、地域のコミュニティ施設の運用の仕方や、区民参加の手法などの検討にあたり、約50の自治体が今まで実施していたと思います。新宿の自治基本条例制定に当たり、出来るだけ、多くの区民の意見を聞く機会を設けることが、条例制定後にこの条例が区民に根付いたものになるのではないかと思います。出来るだけ様々な手法で区民の方に意見をいただこうと考えていました。アンケートや地域の懇談会などは比較的、区でも行っていました。パブリック・コメントも計画の策定や重要な条例の策定などの時には行っていました。一般的に「市民討議会」と呼ばれるものを、新宿区で行うので「区民討議会」という言葉を使い、新たな試みをして多くの区民の意見を聞きたいということです。実際、成功するかどうかは、やってみないと分からないという所もありますが、出来る限り今まで検討してきたことを十分に区民に説明するとともに、強い関心を持たない方の視点でも意見をいただきたいという趣旨で実施していきたいと考えています。

委員 運営会の副代表等のことですが、和田委員は承認され、私も結構である。それから日頃、運営会の委員の方々が非常に苦労されていることには心から敬意を表している。しかし、運営会で決まったことをこの会で、後追いで承諾というのは非常におかしいのではないかと。分かっていることであるならば、この全体会議に先にかけるべきである。これからも大事なことがあると思うが、運営会で全て決めるのであれば、この会は必要ない。大事な事はこの会にかけた

後に運営会で審議するなり、次回にかけるなりして、どのような形で進めるか等を話し合ってもらいたい。運営会で決まったことだけを報告するだけではなく、そのような進行をお願いしたい。

委員 今の委員の発言は重大な事を含んでいるので発言する。ここは区民検討会議が全て決めるのは当然のことで、今までそのようにやってきた。しかし、ここでいきなり決めるのは時間も掛かり、合意形成が大変なので、運営会をつくったのが当初のスタートである。当初の運営会は何をやるかは、この会の段取りを決めることでスタートした。しかし、途中から合意形成の「たたき台」をつくらうということに変わった。趣旨が変わったので皆さんに諮り、運営委員になりたい人を募集した。しかし、誰も応募してこなかった。従って当初のメンバーで現在まで来ている。

今は、「たたき台」をつくるまで運営会が行っている。この全体会は、運営会で作った「たたき台」を後追いで承認するのではなく、この全体会で決めるのが当然である。

今の副代表の事でも、事務局は承認を求めた。そこで反対ならば、反対だと言っていたければ良い。先ほどの発言のように今のやり方が間違いではない。これは、私もこの会のメンバーの一員なので冷静に見て言っている。

委員 運営会が分かっていることを急に出してくるというのはどうかと思う。全て運営会で決めたことを、後追いで承諾するのはおかしい。大事な事はこの会で出して、全体で決めた上で、細かいことは運営会で詰めていただければ良い。それから、新しく「たたき台」をつくるようになったことは初めて聞いた。そのような重要なことをどうして言わなかったのか。

事務局 「たたき台」という表現が適切かどうかはあるが、基本的には皆さんの意見の取りまとめをしています。各班のワークショップで出された意見を整理し、皆さんの意見をより尊重した形で提示しています。運営会で何も議論していないことを検討することはありません。各班のワークショップで出した意見を運営会で論点整理し、どのように区民検討会議に提示するかを考えながら、一案という形にし、区民検討会議で議論していただいています。提示したものに承認だけいただいているわけではなく、この場で議論している。この区民検討会議は運営会の案を議論して、承諾されなければ、また運営会にて皆さんの意見を尊重する新たな案を提示し、また議論していただくことを繰り返しています。「たたき台」という言葉が適切かどうかは分かりませんが、皆さんの意見をいかにまとめていくかという作業を運営会で議論しています。運営会が独自に議論していることでないのご理解いただきたいと思います。

委員 端的に言うと、この会は尊重されているということで良いですね。

事務局 もちろんです。最終的な決定機関はこの区民検討会議です。

委員 運営会の性格が変わった時に、皆に諮るべきだと事務局に言ったのは私である。それを運営会で承認していただいた。そして、全員に諮って、運営委員を募集した。「たたき台」という言葉が適切でないのであれば訂正する。何かをつくって提出し、それを議論する方が効率的だと言っている。

「これを聞いていない」などの個人的意見ではなく、議事録その他で明記されていることを言うのは止めていただきたい。

私が副代表を受けた理由は、一体、区民検討会議は何のために集まっているのかという疑問があったからである。私は6人を選定したらそれで終わりなのかという疑問を持っていた。今、正副代表が一名ずついて、これ以上何のために副代表が必要なのかは私自身が考えていることである。区民検討会議を軸にするのは言われるまでもなくやっていくつもりである。

委員 今、議事録に明記されているという発言があったが、いつ頃の記録ですか。

ファシリテーター 随分前のことで、記憶が定かではないですが、最初に運営会案が成立したのが最初に皆さんが検討していただいた、検討項目1『条例の基本的考え方』のところで、まとまった文章で運営会案を提示させていただきましたので、その前になると思います。最初の頃に新宿らしさを考えた後に検討項目1『条例の基本的考え方』を検討することになった前だと思います。その時に運営会案をつくりお示したので、その前だと思います。

委員 その時に運営会のスタイルが変わったということなのか。

ファシリテーター そうです。

委員 この件は調べていただいて、次回にした方が良いでしょう。

委員 副代表がもう一人加わることは、どのような役割を担って、運営会を進行するのかということだけでなく、全体討議についても正副代表が中心に進めてくれると思うので、そのようなことを皆さんで共通理解しておくべきである。

事務局 運営会の役割は、元々この会の運営のあり方をどのようにすべきかを議論していました。検討項目1の『条例の基本的考え方』のワークショップが終わった後、今後運営会で皆さんからいただいた意見から案を策定することをこの区民検討会議で承認していただき、運営会はそれを元に案を策定したという経過です。

また、新たな副代表が必要な理由というか役割については、一つは区民検討連絡会議が多くの中身を議論する場になっている中で、区民検討会議の意見をいかに検討連絡会議に提示していくか。この区民検討会議で議論された結果を的確な内容で検討連絡会議の場に提示していく際、運営会の大きな役割を担うのではないのでしょうか。また、区民検討会議で議論したものを整理していく作業もあります。このように運営会の役割が大きくなるので、運営委員を多くしたいということで運営委員の募集を区民検討会議の場で行いました。副代表の選任についてもこの会議の場で提示していただき、承認を得たという経過があります。今言ったように、区民検討会議の意見を検討連絡会議に反映していくために、運営会は大きな役割を担うことになることから、新たな副代表を選任させていただいたという経過です。

委員 この区民検討会議が一番の基本であり、ここで議論したことを条例に反映させていくので、進め方を随所で確認していくべきである。おかしいと思ったら発言していただくことが大事である。それと言葉というのはそれぞれで感じ方が違う。また、三者の連絡会の動向は区民検討会議の委員一人ひとりが注目していかないといけない。これから益々重要な議論が為されると思うので、注意しながら見守っていく必要があると思う。

委員 先程の事務局から運営会の役割について、検討連絡会議への対応策を議論していくという説明があった。そのように運営会の役割が大きくなるのであれば、この場で皆さんに認識して

いただくべきである。

事務局 検討連絡会議への対応策ということではないです。これから議論する内容は、さらにボリュームも増え、深くもなります。それらを整理して、ここに案を示すと同時に、最終的に区民検討会議案を取りまとめ、検討連絡会議に提示します。全体的にボリュームが増え、深い内容を議論し、検討連絡会議に提示するということから、運営会の事務作業が増えるということで、検討連絡会議の対策という趣旨ではございません。この区民検討会議の案を三者間の検討連絡会議により適切に反映するために運営会の役割が大きくなるという趣旨であります。

委員 表現の違いだけで、実質的には同じことである。

ファシリテーター 時間が随分過ぎましたが、ここで区切りをしてよろしいでしょうか。では、次に移ります。

【会議終了前の事務連絡での補足説明】

事務局 本日の冒頭で議論になりました運営会についての補足説明です。

一昨年7月に第1回の区民検討会議を開催した際に、運営会のようなものは必要であるだろうと、事務局から提案させていただいております。その時の資料の中に、運営会の役割としては会議開催日の調整及び会議の招集、会議の検討議題の調整、会議の進行管理の調整などであると説明させていただきました。それが一昨年の7月ですが、実際に現在の高野委員、土屋委員、植木委員が代表・副代表になったのは第7回の会議でした。それが11月の終わりの会議です。

運営会は代表が決まる前から活動していて、先程ファシリテーターからも発言がありましたが、最初の検討項目の『条例の基本的考え方』が大きな議論になり、最終的に結論を出す前の段階で、運営会として何か案を出す必要が認識されたのが昨年の4月26日のときです。その次が検討項目2の『区民の権利と責務』のときです。このときは6月の段階で、運営会が1回案をまとめて全体会議に諮るという手順を踏んでいます。

そうした段階を経て、運営委員の数を増やす方が良いのではないかという意見があり、それを実際に行ったのが9月の会議で、運営委員の追加の募集をしています。以上です。

ワークショップの進め方について

ファシリテーター 今日ワークショップは運営委員に進行をお願いしたいと考えています。その前に全体の流れを説明します。

【資料4】第34回区民検討会議 ワークショップの進め方・全体討議の進め方をご覧ください。ワークショップの進め方・全体討議の進め方とありますが、まずワークショップの進め方について説明します。全体討議では、住民投票の話の続きを行います。進め方の説明は、ワークショップの後に行います。

では、ワークショップについてです。本日は、検討項目9『地域の基盤』の検討をします。前回(第33回)のワークショップでは、地域自治組織のビジョンについて検討しました。本日は、新しい地域自治組織は必要なのか、不必要なのかについても一度議論していただきます。また、なぜ必要なのか、なぜ不必要なのかの理由について議論します。前回と今回の議論を基礎として、地域自治組織のあるべき姿を具体的に検討していきます。「新しい地域自治組織」については、前回のワークショップで議論した「既存の組織にとらわれずに、新たな視点の地域自治組織」を言います。

本日使用する資料として、【資料5】検討項目9『地域の基盤』のワークショップ全体まとめと【資料6】検討項目9『地域の基盤』のワークショップ各班まとめを事前に配っています。

ここで、【資料7】条例に盛り込むべき事項と留意点1条例の基本的考え方と【資料9】条例に盛り込むべき事項と留意点5区民参加の仕組みをご覧ください。地域自治組織に関する前提を確認します。まず、【資料7】の条例の基本的考え方の基本理念の(1)をご覧ください。読みます。「新宿区は地方自治の本旨に基づく基礎的自治体であり、確立した自治権をもち、住民自治を基本として構成される」とあります。この「住民自治」ということを確認して下さい。また、目的として、「理念(原則)に基づいて、自治体の運営方法を定めて自治の実現を目指すとともに、区民・議会・行政の役割(権利・責務)を明らかにする」とあります。地域自治組織の大きな目的のところでもあるので前提条件として頭に入れておいて下さい。次に、【資料9】の区民参加の仕組みの地域自治をご覧ください。「区は、区民参加を推進するため、地域自治組織を強化しなければならない」とあります。ここにも地域自治組織が出てきています。これら、これまでの議論を前提にワークショップを進めて下さい。

では、ワークショップの流れを説明します。

「新しい地域自治組織は必要か、不必要か」について班ごとに検討します。

「必要」であれば意義や理由や目的を考え、「不必要」であればその理由について、まずは個人で考えて下さい。「必要」のときはピンクの付箋紙にその理由を記入し、理由ひとつについて一枚の付箋紙を使用してください。後で分類する際に、二つの事が重なってしまうと分類しにくいので、一枚に一つの理由にして下さい。そして「不必要」の時は青の付箋紙にその理由を記入し、同じように理由ひとつについて一枚の付箋紙を使用してください。

記入が終わったら、順番に付箋紙に書いた意見を発表しながら、模造紙に貼っていきましょう。まず「必要」「不必要」に分け、それぞれ理由を分類し、見出しをつけてください。見出

しをつける際には、【資料5】第33回ワークショップ全体まとめの見出しを参考にしてください。
そして、班として新しい地域自治組織が必要か、不必要かについて結論を出してください。

【資料4】第34回区民検討会議 ワークショップの進め方・全体討議の進め方の2ページ目
をご覧ください。「必要」となった場合はどのような組織なのか、その意義や目的について議論
してください。「不必要」となった場合は【資料9】で見た「地域自治組織の強化」について、ど
のように強化するのかについて議論してください。

本日は各テーブルにいらっしゃる運営委員が各班でワークショップを進行します。まず、個
人ワークから始めて下さい。

何か質問はありますか。

委員 「新しい地域自治組織」の中に地区協議会は入らないのですね。

ファシリテーター 現行の地区協議会は入りません。

委員 地区協議会以外のものが必要かということですね。

ファシリテーター 地区協議会以外ということではないです。地域自治組織のあるべき姿を書いて
いただければと思います。後はよろしいですか。進め方については各班の運営委員に聞いて
下さい。では始めて下さい。

(ワークショップ)

グループ発表

ファシリテーター 発表を始めたいと思います。【資料4】の2ページ目の(3)に各班の発表とあります。ここに「(7)の議論の結果」とありますが、「 の議論の結果」です。訂正してください。

発表は結論が出たとしたら、結果と理由についてお願いします。結論は、「必要」の場合は意義、目的等、「不必要」の場合はどのように強化するかなどについてお願いします。

3班からやりたいというご希望があったので3班からでよろしいでしょうか。

では3班お願いします。

3班発表 3班で検討した結果を発表します。大きくは三点に分かれる。「必要ない」、「必要である」、「両方に関わる」、の三点に分かれる。「必要ない」のところは、現状の充実ということで7項目ある。例えば、町連の充実化、地区協議会の機能を充実させる、これ以上組織を増やさないなどのように7つあった。次に「必要である」については中身が、改廃、新しい組織をつくる、その他の3項目に分かれている。改廃は現状組織の改廃で新しい組織をつくるなどのようなことが6項目ある。そして、全く新しい組織として設けるべきだというのは2つある。例えば、既存の議会・行政との関係を明確化した上で、新しい地域自治組織をつくるべきだということをお話している。また、その他は「必要である」の中で、改廃・新しい組織をつくるに入らないものである。例えば異なった年齢で構成されている組織をつくるべきだなどの意見である。そして模造紙に線を引いた。「必要あり」と「必要なし」の両者に関わるものであるので線を引いた。以上です。

ファシリテーター 有難うございました。では2班お願いします。

2班発表 2班はピンクの付箋が多いので、全体的には「必要」という意見が多かった。反対意見で、既存の組織を尊重して、有効利用するのが良いという意見がありましたが、既存の組織をあまりよくご存知いただいていない上での発言で、現状としては様々な不足があるということであった。「必要」についての理由は、自治を強化するには、より住民に近い自治組織をつくらないといけなという意見があった。その中で、地区ごとの問題があり、より住民に近いところから意見を吸い上げることが必要であるなどの意見があり、新しい自治組織が必要であるとなった。どのような組織かについては、私の個人的な意見が多く入っているが、現在の組織は裁量権を持っていないと、行政や議会に採用されないの、裁量権をもつ自治組織にしたいという話をした。裁量権をもつからにはミニ議会のようなものを想定し、委員を選挙で選ぶ。区割り10地区ぐらいにし、地域の意見を吸い上げるような人を選びたい。具体的なことは話していないが、選挙ではなくても方法があれば、それで良い。これから具体的に議論していく。以上です。

ファシリテーター では4班お願いします。

4班発表 4班は新しい組織は必要ないという結論に達しました。新しい組織をつくったとしても理想的な組織をつくれるか、資金の面ではどうかなどの不安な面がある。つくるより、既存の組織を改良することや、行政のサービスの向上を求めたらどうかという結論に達した。以上です。

ファシリテーター 最後に1班お願いします。

1班発表 結論から言うと、1班は新しい組織をつくるべきになった。ただし、つくるにあたっては青い付箋の課題があり、これを十分に考慮した上で、つくるべきだとなった。中身は、区全体に関わる項目として区政参加の場とすることが一つある。もう一つは現状を変えるために新しい組織をつくるべきといういくつかの意見もある。地域内のことは、地域内の情報を共有する場として必要であり、横断的な組織が必要である、などの意見があった。地域の中の課題をまとめて、議論する場として必要であるという意見もあった。解決するという意見もあったが、解決するためには何かしらの権限が必要であり、権限の持たせ方が難しいということをお皆さん意識されていた。それから、その組織の役目は、区域内の一種のファシリテーターとしての役目を果たせるのではないかと、という意見があった。それに対し、青い付箋について見ていく。まず、地域内で権威化や硬直化するくらいなら無いほうが良いという意見があった。また、地域内を知らないような方がその運営に携わらないほうが良い、必ず組織に入らない、入らなければならない個人の方の意識を閉ざしてしまうのであれば無いほうが良いという意見もあった。さらに、今、区長室などのチャンネルをつくっているのに、組織が出来たらその組織に話を持っていくようにすると、個人の持って行き場がなくなってしまうので、新しい組織は必要ないという意見もあった。行政の上意下達の一方向通行の場として利用するなら無いほうが良いという意見もあった。最初に言ったが、1班としては新しい組織は必要だが、このような反対意見を念頭においてこれからつくっていかうとなった。以上です。

ファシリテーター 有難うございました。では、ワークショップは終了します。

この後は、プログラムを変更しまして、検討項目⑧『住民投票』の資料の説明を行い、実施の検討は次回に行うこととします。